京都市公共のトイレにおける置き去りごみ対策業務委託　仕様書

１　事業名

京都市公共のトイレにおける置き去りごみ対策業務委託

２　委託期間

契約締結の日から令和９年２月５日まで

３　業務目的

繁華街等の公共のトイレ周辺では、夜間の暗がりによる死角や飲酒に伴うマナー低下などから、ごみの放置・ポイ捨てが常態化しており、観光課題・環境課題となっている。

このため、本業務では、夜間時間帯における公共のトイレ及びその周囲（おおむね２ｍ以内）を巡回し、置き去り・ポイ捨てごみの除去・清掃を実施して快適な環境を維持するとともに、ごみの発生状況（種類、量、場所等）を調査・分析する。これにより、現場の現状や課題を正確に把握し、今後、本市が実施する持続可能なごみ対策の検討・実施に役立てることを目的とする。

⑴　快適な利用環境の確保

トイレ内及びその周囲における置き去り・ポイ捨てごみの除去及び簡易清掃を行い、快適・安心にトイレを利用できる環境を整備する。

⑵　発生状況の把握と実態分析

巡回を通じてごみの発生場所・種類・量等を記録・分析し、置き去りごみの発生傾向や要因を明らかにする。

⑶　今後の実効性ある対策への活用

得られた分析結果に基づき、今後の啓発、環境整備等の各種施策や散乱ごみ対策へ活用する。

４　実施場所

公共のトイレ１４か所（別紙のとおり）

５　実施体制、業務時間

⑴　実施体制

２名以上の班体制とし、対象の公共のトイレ（別紙）を巡回し、令和８年１１月１日から令和９年１月３１日までの間、毎日、業務を実施すること。

⑵　業務時間

午後８時から午後１１時まで

６　業務内容

⑴　置き去り・ポイ捨てごみの除去及び清掃

実施場所の公共のトイレを巡回し、トイレ内及びトイレ周囲において置き去り・ポイ捨てごみを除却し、汚れがある場合は、拭取り等の簡易清掃を実施すること。

⑵　置き去り・ポイ捨てごみの内容等の記録

上記⑴の実施に併せ、実施場所ごとに、①トイレ内及びトイレ周囲の置き去り・ポイ捨てごみの写真、②清掃等の開始時及び終了時の日時が分かる写真を撮影するとともに、除去したごみの内容（種類、量）を記録する。

⑶　置き去り・ポイ捨てごみ発生抑制のための啓発

上記⑴～⑵の実施に当たっては、啓発ビブスを着用すること。なお、ビブスの仕様及び文言は、本市の承認を得たものとすること。

⑷　結果分析・報告

上記⑴～⑶の業務履行を通じて収集した定量データ及び現場での定性情報に基づき、実施場所ごとにおける、置き去り・ポイ捨てごみの現状・要因を集計・分析し、実効性の高い今後の対策提案を記載した「事業実施報告書」を作成・報告すること。

なお、分析・報告に当たっては、以下の項目を必ず網羅すること。

ア　施設別・場所別の発生状況分析

・　実施場所ごとのごみ発生量（重量・容量・点数）の分析

・　トイレ内（個室、手洗い場等）とトイレ周囲（半径２m以内）の発生箇所の状況分析

イ　時系列・環境条件別の分析

・　曜日別（平日／土日祝）、時期・イベント（紅葉シーズン、年末年始等）による発生傾向の変化及び推移の分析

ウ　ごみ種別・属性別の構成比分析

・　ごみの種類（缶・ペットボトル、テイクアウト容器、家庭ごみ、事業ごみ、タバコ等）ごとの構成比及び分析

・　観光客起因のごみ（飲食テイクアウト等）と、周辺住民・事業者起因のごみ（家庭ごみ・事業ごみ等）の推定・分類分析

エ　環境的・構造的要因の分析

・　ごみが頻発するポイントの環境特性（照明の明暗、死角の有無、監視の目の届きやすさ、清掃状態による誘発効果など）の考察

オ　利用客動線及び周辺環境との関連性

・　周辺店舗（コンビニ、飲食店、テイクアウト店等）やごみ箱の配置、人通り、観光動線とごみ置き去りとの相関関係の考察

カ　今後の置き去りごみ根絶・低減に向けた具体的な改善提案

・　得られた分析結果を踏まえ、今後の施策展開に活用できるよう、以下の分類に応じて実行可能かつ効果的な具体的提案を記載すること。

① ハード面の対策提案

【提案例】

・ 照明増設、人感センサー、防犯カメラ、ミラー等の設置による死角解消策

・ 看板・ポスター・啓発プレート等の効果的な設置場所、デザイン、メッセージ性、多言語表記（英語・中国語・韓国語等）に関する提案

② ソフト面・啓発対策の提案

【提案例】

・ 観光客や利用客に対する効果的なマナー啓発手法や啓発タイアップ（周辺店舗やポイ捨て防止キャンペーンとの連携等）の提案

③ 清掃・巡回管理体制の見直し提案

【提案例】

・ 効率的な巡回ルート、時間帯、頻度の見直し案、効果的な清掃手法等の提案

⑸ 報告書の作成方法

・ 数値データは、グラフ（棒グラフ・折れ線グラフ・構成比円グラフ等）や一覧表を用いて視覚的に理解しやすく提示すること。

・ 各実施場所の図面又は写真（マップ）上に、ごみの集中発生ポイント（ヒートマップ風の表示等）を可視化したビジュアル資料を作成すること。

７ 清掃用具等

⑴ 本業務の履行に必要な清掃用具、啓発用ビブス、記録用機器その他業務管理に必要な資機材等は、受注者の調達及び負担とする。

⑵ 作業に必要な水道の蛇口開栓用鍵等については、発注者から受注者へ貸与する。なお、貸与品は適切に管理し、業務終了時に速やかに返却すること。

８ 業務の留意事項

⑴ 受注者は、トイレ内及びトイレ周囲の置き去り・ポイ捨てごみの写真（開始時及び終了時の日時が分かるもの。）及び除去したごみの内容（種類・量）の１週間分を翌週水曜日（１２月３０日（水）提出分にあっては令和９年１月４日（月））までにメールで提出すること。

⑵ 従事者は、啓発ビブスのほか、全員が統一した業務にふさわしい制服を着用すること。また、清潔な衣服を着用し、本市から委託された従事者であることを記載した腕章（黄色地に黒字で「京都市公共のトイレにおける置き去りごみ対策業務受託者」と記載、幅９㎝以上）及び名札（腕章と同内容及び名字を記載、縦７㎝×横１０㎝以上）を、契約後、本業務の開始前までに用意し、それぞれ上腕及び胸に着用すること。

⑶ 業務従事中は必ず使用する全車両の左右両面に、発注者が貸与するマグ

ネットシートを外部から視認できる位置に掲示し、安全な運転を行うこと。

⑷　業務上発生・収集した廃棄物は、受注者の責任において適切に処分すること。廃棄物処理業許可業者へ処理を委託する場合は、委託の内容が確認できる書類を添付すること。

９　納品物・提出期限

⑴　事業終了後、事業実施報告書を提出すること。
【提出締切：令和９年２月５日（金）】

⑵　事業実施報告書は、Ａ４、フルカラーとすること。

⑶　事業報告書は１０部作成し、データでも提出すること。

⑷　本事業に係る画像やデータについては、ＪＰＥＧ等で納品すること。

10　支払い

発注者は、業務等終了後、受注者からの請求書に基づき、３０日以内に当該請求金額を支払う。

11　契約の変更・解除

業務不履行の際の契約解除及び変更

⑴　受注者の自己責任により業務の不履行があったとき、又は日々の業務履行に際して遵守すべき関係法令の違反があった場合、発注者は契約を解除することができる。

⑵　受注者が次のいずれかに該当するとき、発注者は契約を解除又は委託金額を減額することができる。

ア　仕様書に定める内容を実施していない等の粗雑履行があったとき。

イ　適切な業務の実施体制を確保していないとき。

ウ　発注者が業務の是正又は改善を指導したにもかかわらず、受注者がこれに従わないとき。

12　遵守事項

⑴　受注者は、本業務の履行に当たり、本仕様書、発注者の契約規定その他諸法規を遵守するとともに、発注者と十分に連絡を取り合い、必要な承認を得なければならない。

⑵　受注者は、本業務の履行を通じて知り得た事項を発注者の承認を得ず、他へ漏らしてはならない。

13　その他

本仕様書に記載のない事項は発注者と協議のうえ決定すること。